

日月送受番号		先合議欄		厚生省號		甲乙ノ種別
第 號 送 受 月 日	第 號 送 受 月 日					
						起 案昭和 22年4月19日
						受局付課 月第 日號
						行施 六月十二日
						鑑
						月 日
		大臣				
		次官				
		局長秘書課長				
		主事				
		參與官				
		主事高良深				
		同				
		審査委員会				
		總務課				
		會計課				
		人事課				
		監察課				
		法規課				
		研究課				
		企劃課				
		政策課				
		監督課				
		審査課				
		統計課				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				
		審査室				
		統計室				
		研究室				
		監督室				

日 月 送 受 號 番 先 取 合				第 號 送 受 月 日	第 號 送 受 月 日	第 號 送 受 月 日	
號 送 受 月 日	號 送 受 月 日	號 送 受 月 日	號 送 受 月 日				
				仰 高 裁			
				昭和二十一年六月拾貳日			
	○厚生省告示第百五十一号						
	昭和二十年七月 厚生省告示第百五十号（國立病院入院規程）等次のよろに改正し、昭和二十一年四月一日から、これを施行する。						
	大臣						
	年六月十六日						

國立病院入院規程案

第一條 國立病院(以下單に病院といふ。)に入院する者は別紙様式第一號に依る申込書を病院長に提出して承認を受けなければならぬ。但し精神病者又は未成年者の場合は其の監護義務者又は親權者(親權を行ふ者)より本を申込るものとする。

第二條 入院の承認を受けた者は病院長に別紙様式第二號に依る身元引受書を提出しなければならぬ。但し精神病者又は未成年者の場合は之を要しない。

第三條 入院に要する費用は有料とする。但し特別の事由あるときは、<sup>ノミナ</sup>を減免することができる。

第四條 病院は外來診療を爲す。診療に要する費用に付ては、前條の規定を準用する。

厚 生 省

第五條 病院長は入院患者及び外來患者に對し診療上又は院内の秩序保持の爲必要と認めら指示を爲すことができる。

第六條 病院長は診療上其他の事由に因り必要ありと認めるときは入院患者を他の國立病院又は國立療養所に轉送することができる。

第七條 病院長は入院患者左の各號の一に該當するときは退院を命ずる。

一、診療の必要なきに至つたとき。

二、第五條の指示に遵<sup>ハシマ</sup>ず其他不都合<sup>ハシマ</sup>の所爲があつたとき。

〔別紙様式省略〕

様式第一號

入院申込書

一、本籍

二、現住所

三、氏名及び年月日

貴院に入院致したいので御承認下さい。

なお入院の上は、諸規則並にその他御指示の事項は堅く守り、  
萬一違背致したときは、何時退院を命ぜられても決して異議は申  
しません。

年　月　日

(患者) 氏

名印

國立　病院長　啟

厚生省

身元引受書

(患者) 氏名

右の者が貴院へ入院御承認になったので、私において、本人の身元に関する一切の事項を引受け、毫も貴院へ御迷惑は相掛けませ  
ん。

年月日

現住所

職業

本人の關係

氏名印

年月日生

國立病院長殿

(備考) 身元引受人は独立の生計を営む成年者であることを。

厚生省

(監護義務者又は親権者より申込場合)

入院申込書

一本籍

二現住所

三氏名及び年月日  
生

右の者を貴院に入院致させたいので御承認下さい。

入院の上は諸規則並にその他御指示の事項は堅く守り、萬一違背したときは、何時退院を命ぜられても異議は申しません。なお本人の身元に関する一切の事項を引受け、毫も御迷惑を掛けません。

年　月　日

右監護義務者又は親権者

一本籍

現住所

厚生省

職業

本人の關係

氏　　名　印

年　月　日生

國立病院長殿

國立病院入院規定改正理由

從來國立病院に入院せしめ得る者は次の各號の一に該當する者  
即ち「國に於て醫療を爲すを要する者」

(1)特別の公務又は服務に關聯して傷痍を受け又は疾病に罹りたる者

の者

(2)戰災者

内終戦に因り内地以外の地域より引揚げたる者

(3)國家總動員法第4條若は第5條山規定に依り又は之に準ず  
る法令により徵用せられ又は從事したる者に於て公務に關聯  
し傷痍を受け又は疾病に罹りたる者

(4)其の他國に於て施療を爲すを要する者

(5)前各號以外の者但し前各號に傷ぐる者を入院せしめ同餘裕あ  
る場合に限る

厚生省

であつたが今後は國民一般に適正な醫療を施すことを目的として  
國立病院を運営してゆく事があらひ別紙の通り改正したい。

399

第 諒發第 二九二號

昭和二十二年四月十日

厚生省醫務局長



厚生大臣自房秘書課長 殿

國立病院入院規程改正に關する件

昭和二十一年十二月二十八日厚生省告示第百五十號國立病院入院規

程を別紙の通り改正方圖取り計ひ相成たい。

厚 生 省

國立病院入院規程

(原生省告示第百五号昭和三年三月三日)

附則

第一條 國立病院(以下病院ト稱ス)ニ入院セシメ得ル者ハ國ニ於テ医療ヲ爲スヲ要スル者トス。

第二條 病院ニ入院セントスル者ハ別記様式第一號ニ依ル申請書、病院長ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ但シ精神障碍者又ハ未成年者ニアリテハ其ノ監護義務者又ハ親權者へ親權ヲ行フ者ナキトキハ後見人又ハ後見人ノ職務ヲ行フ者ヨリ之ヲ申請スルモノトス。  
前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ提出スベシ  
一、市區町村長ノ證明書又ハ地方引揚援護局長同出張所長、上陸地支局長若ハ上陸地連絡所長、  
二、證明書  
二、醫師ノ診断書但シ外地ヨリノ引揚ニ引續キ入院セバトスル者ニ在リテハ之ニ代ルベキ書類トスルヲ妨ケズ

第三條 入院ノ許可ヲ受ケタル者ハ病院長ニ別記様式ガニ号ニ依ル身元引受書ヲ提出スベシ但シ精神障碍者又ハ未成年者ニ在リテハ之ヲ要セズ。

第四條 入院ニ要スレ費用ハ有料トス近シ特別ノ事由アリト認メタルトキハ之ヲ勘定スルコトヲ得。

第五條 病院ハ外來診療ヲ爲スコトヲ得诊疗ニ要スル費用ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス。

第六條 病院長ハ入院者及外來診療者ニ対シ療養若ハ診療ニ又ハ院内ノ秩序保持ノ爲必要ト認ムル指示ヲ爲スコトヲ得。

第七條 病院長ハ療養上其ノ他ノ事由ニ因リ必要アリト認ムルトキハ入院者ハ他ノ病院又ハ国立療養所ニ轉院又ハ転所セシムルコトヲ得。

第八條 病院長入院者左ノ各号ノ一二該當スルトキハ退院ヲ命ぜルコトヲ得。

一、療養ノ必要ナキニ至ルトキ  
二、第六條ノ指示ニ違ハズ其ノ他不都合ノ所爲アリタルトキ

7  
國立病院入院規程取扱要領 (附註二、一七、  
医療局廣不二字)

一 國立病院入院規程第一條(以下單ニ第三條ト總ス)中「國ニ於テ医療ヲ受スチ要スル者」トハ左記各号ノニ該當スル者ヲ謂フ

(1) 特別、公務又ハ服務ニ關聯シテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者

(2) 戰災者

(3) 終戦ニ因リ内地(本州、四國、九州及北陸道、以下同シ)以外ノ地域ヨリ引揚ゲタル者

(4) 國家總動員法等ニ依若ハ第五條ノ規定ニ依リ又ハ之ニ準ズル法令ニヨリ機用セラレ又ハ從事タル者ニシテ其等ニ關聯シ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者

(5) 其他國ニ於テ施療ヲ為スヲ要スル者

(6) 前各號以外ノ者 但シ前各號ニ掲タル者ヲ入院セシメ尚餘裕アル場合ニ限ル

二 第二條中市區町村長ヲ發給スル證明書ハ前項ハ乃至併ニ掲タルモノニ在リテハ之ニ該當スルコトヲ澄スルニ足ルモノナルヲ要シヘニ掲タルモノニアリテハ其ノ添付ヲ要セス

三 算出額 病院入院料、額ニ付テハ昭和十八年二月厚生省告示第六十九號「健康保険、整養ニ要スン費用」並ニ國民健康保険組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用額、算定方法」ニヨル

四 病院外來診療公足ノ時間ヲ限ルモノトシ公費保健士必要ナル場合健康相談、保健指導等ヲナスモノトス特別ノ場合ヲ除キ往診ハ行ハサルモノトス